

内閣総理大臣杯第56回日本社会人ゴルフ選手権中部予選

第24回中部マンデーゴルフトーナメント

【と き】2025年6月19日（木）

＜主催＞スポーツニッポン新聞社

【ところ】西日本セブンスリーゴルフクラブ

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- （a）アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- （b）アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. レッドペナルティーエリア（規則17）

- （a）レッドペナルティーエリアは赤杭によってその縁を定める。
- （b）レッドペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズの境界）と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのレッドペナルティーエリアの中で見つかるか、そのレッドペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

（a）修理地

- （1）白線で囲まれ青杭で標示してある区域（マーキングされたギャラリー用の通路を含む）
- （2）張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型F-7を適用する。
- （3）パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

（b）動かさない障害物

- （1）白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- （2）電磁誘導カート用の2本の軌道は、その全幅をもって1つのカート道路とみなす。そのカート道路上に球がある場合や意図するスイング区域に対して障害が生じる場合は、規則16.1bに基づく救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は一般の罰。一方、カート道路によってプレーヤーのスタンスのみ障害が生じる場合は、あるがままの状態プレーするか、規則16.1bに基づく救済を受けるかどうかは、プレーヤーの選択である。

（c）地面に食い込んだ球

規則16.3は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面と露出した土の壁に食い込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. 不可分な物

所定の場所にあるバンカーライナーは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

5. クラブと球

- （a）適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- （b）溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型G-2を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- （c）適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルール違反の罰：失格

6. 規則11.1b 例外2に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならない
ケースを制限するローカルルールひな型D-7

規則11.1b 例外2は、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。

- ・そのプレーヤー、
- ・そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、
- ・ルースインペディメントとして定められる動物（つまり、ミミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物）。

そのストロークはカウントし、球はあるがままにプレーしなければならない。このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに對する罰：規則14.7aに基づく一般の罰。

7. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールのひな型E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則16.1c（2）、17.1d（2）、19.2b、19.3b）によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が起点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の個所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

8. 壊れた、または著しく損傷したクラブは類似のクラブと取り替える G-9

規則 4.1a(2)は、クラブを乱暴に扱った場合を除き、プレーヤーがラウンド中に損傷したクラブを修理したり取り換えることを認める。しかし、委員会はクラブを取り換えることをそのクラブが壊れた、または著しく損傷した場合に制限するローカルルールを採用することができる。

9. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- | | | |
|-----------------|---|---------------|
| 差し迫った危険のための即時中断 | — | 1回の長いサイレン |
| 危険な状況ではない中断 | — | 3回の連続する短いサイレン |
| プレーの再開 | — | 2回の連続する短いサイレン |

注意： 危険な状況の為にプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでもやめない場合には失格となることがある。

10. 練習（規則5.2）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 I-1.2を適用し規則5.2bは次の通り修正される：

ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。

規則5.2の違反の罰：規則5.2の罰則規定を参照。

例外： プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習の為に使うことができる。

- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 I-2を適用し、規則5.5bは次の通り修正される：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

11. キャディー

プレーヤーはラウンド中に競技委員会が指定した者以外を自分のキャディーとして使ってはならない。

本条件の違反の罰は、ローカルルールひな形8H-1.2を適用。

12. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

注 意 事 項

1. 委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことがある。
2. プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1. 2aに基づいて失格とする場合がある。
3. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
4. 競技委員会は規則1. 2 bに基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打撃練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1カゴ(20球)を限度とする。
6. コース内での携帯電話の使用は禁止する。
7. ティーマーカーは緑色とする。

追 記

1. 朝食の用意は、午前6時30分より行います。
2. 練習場は、午前6時30分よりオープンします。

競技委員長 川口 伸